

テーマ：「宿日直許可」についてのQ&A

■2024（令和6）年4月1日から医師の時間外労働の上限規制が適用され、医師の長時間労働の削減が求められる中で、ポイントの一つとなるのが、宿日直許可の取得です。派遣元の大学病院等から「宿日直許可」の取得の有無について問合せがきているが、どう対応したらよいのか困っているという医療機関からの相談が増えています。

今月は、「宿日直許可」の取得に関して、東京都医療勤務環境改善支援センターに寄せられた相談内容に基づいて、医療機関が宿日直許可を申請するときの留意点をお伝えします。

①どこにどのように申請するのですか？

⇒医療機関の所在地を管轄する労働基準監督署に申請します。一度で受理、許可されることはほぼありません。申請する前に、できれば、電話で予約をしてから相談に行きましょう。その際に必要な書類は

●断続的な宿直または日直勤務許可申請書（様式第10号）

●宿日直当番表、宿日直日誌や急患日誌等、宿日直中に従事する業務内容、仮眠室等の待機場所が分かる図面及び写真などの添付書類です。

書類が足りない、時間外労働が多すぎるなどの不安点があり、相談しづらいと言われる医療機関が多いですが、労働基準監督署では、相談したことにより、立入調査が行われ、行政指導されることはありませんので安心して相談してください。

②一度不許可になったら再申請できないのですか？

⇒労働基準監督署から、一度、この内容では許可が難しいと言われた場合でも、どのようにしたら許可が出るのか遠慮なく相談してみてください。医療機関の全ての科ではなく、一部の科のみを申請することや、患者対応の少ない曜日や時間帯のみの申請にしたりすることが条件で許可されることもあります。

③宿日直日誌はどのように記載するのが良いですか？

⇒宿日直許可は、「申請を考えている宿日直中に従事する業務は、通常業務とは異なる、軽度又は短時間の業務である」かどうかで判断されます。どの患者さんにどのような処置を行ったのかが詳細に記載されている宿日直日誌を多く見受けますが、宿日直中にどれだけの時間を直接患者さんに費やしたのかがわかる資料が必要ですので、日誌の中に労働時間が書き込める様式にしたり、日誌とは別に業務の労働時間実績を記入する「勤務実態報告書」などを用意したりすることが必要になるでしょう。

④なぜ、宿日直許可の取得を検討する医療機関が増えているのでしょうか？

⇒宿日直許可を受けた場合には、その許可の範囲で、労働基準法上の労働時間規制が適用除外となります。

今後、令和6年4月から医師の時間外労働の上限規制がスタートしますが、

(1)宿日直許可を受けた場合には、この上限規制との関係で労働時間とカウントされないこと、

(2)勤務と勤務の間の休息时间（勤務間インターバル）との関係で、宿日直許可を受けた宿日直（9時間以上連続したもの）については休息时间として取り扱えること、

など、医師の労働時間や勤務シフトなどとの関係で重要な要素になることが考えられます。

■医療機関が労働基準監督署に宿日直許可の相談や申請をする際にあらかじめ、都道府県の医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」といいます。）にご相談いただくことも可能です。まずは勤改センターへお気軽にお問い合わせください。

東京都医療勤務環境改善支援センター随時相談窓口

☎ 03-6272-9345（平日9時30分から17時30分まで）

詳細はこちらから検索！ ⇒

東京都 勤務環境

検索



勤務環境かいぜんサポートナビ